

インターネットによる求人情報

	内容
募集者	埼玉県教育委員会
募集職種	スクールソーシャルワーカー（令和5年度追加募集）
職務内容	(1) 問題を抱える児童等が置かれた環境への働き掛け (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (5) 教職員への研修活動等 (6) 校内のいじめ防止等の対策の組織に関すること
勤務時間・曜日等 <u>※変更になる場合がございます。</u>	毛呂山町教育委員会 週2日勤務 原則、午前8時30分から午後9時45分までのうち連続した6時間（休憩時間を除く。）割振りは、別途所属長が定める。
応募資格	令和5年3月31日時点で、以下のアまたはイの要件を満たす者 ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 イ 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者 ※ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。 ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
選考方法	書類審査及び面接 面接審査 出願者を対象に、面接による選考を行います。 面接の時間については、面接通知にてお伝えします。
必要経験年数	無し
採用時期	採用日～令和6年3月31日まで
給与	ア 日額 10,040円（予定） イ 期末手当 報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額を支給 ※原則として、一会計年度における任期が6か月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者に支給

	ウ 費用弁償 通勤、出張に係る交通費相当分を別途支給
必要書類	<p>(1) 必要書類について</p> <p>① 「令和5年度埼玉県スクールソーシャルワーカー調書（追加募集）」</p> <p>② 面接通知用の封筒</p> <p>※角形3号（120×235mm）封筒に84円切手を貼り、自分の住所・氏名を記入してください。</p> <p>③ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を証明する書類</p> <p>※厚生労働省が発行した登録証明書の写し。A4判の用紙で提出できるように、適宜縮小、拡大する。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>ア 上記①「令和5年度埼玉県スクールソーシャルワーカー調書（追加募集）」は、埼玉県生徒指導課のホームページからダウンロードし、両面印刷をして提出してください。</p> <p>URL https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/chutai-boushi/r4_ssw.html</p> <p>イ 上記③については、面接日に資格の確認を行いますので、必ず原本を持参してください。</p> <p>ウ 応募の際に提出した書類は返却しません。</p>
応募方法・書類提出先	<p>(1) 申込先 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当</p> <p>〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（埼玉県庁第二庁舎4階）</p> <p>電話 048-830-6745</p> <p>(2) 提出方法 郵送のみ</p> <p>※封筒の表に「スクールソーシャルワーカー採用選考（追加募集）書類在中」と朱書きしてください。</p> <p>※簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負いません。</p>
応募締切日	採用者決定まで
問合先	<p>埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当</p> <p>〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（埼玉県庁第二庁舎4階）</p> <p>電話 048-830-6745</p>